

ヤング山口規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ヤング山口」と称する。

(事務所)

この会の事務所を。山口県山口市秋穂東582に置く。

(目的)

第2条 この会は地域の少年・少女（以下「団員」）に硬式野球を正しく指導し、野球を通じて心身を鍛錬し、規律の有る行動と明朗な精神を養うことにより、次代を担う社会人としての基礎を養成するとともに、団員の健全育成を図ることを目的とする。

また、高校野球をする為の基礎及び技術を習得する事を目的とする。

その他会の有益となる活動。

第2章 入団等

(入団)

第3条 この会に入団を希望する団員は、その保護者と同伴で、代表による面接を受けなければならない。

2 代表は、この会に入団を希望する団員及びその保護者が、この会の趣旨を適正に理解していると認めるときは、その入団を許可するものとする。

(退団)

第4条 この会を退団する団員は、理由を記して、「退団届」を提出しなければならない。

(除名)

第5条 代表は、役員、団員及び保護者に、この会の名誉を傷つけ又はこの会の目的及び趣旨に反する行為があったと認めるときは、その者を除名する事ができる。

いかなる場合も暴力、暴言は許されない。

第3章 参加する大会及び負担金

(参加する大会)

第6条 第2条の目的を達成する為、次の大会に参加する。

一 全日本少年硬式野球連盟（以下「連盟」という。）が主催する春季・夏季選手権、秋季大会、グランドチャンピオン大会及びそれらの支部予選等。

二 連盟の他府県支部に所属する各団体主催の大会。

三 その他監督が必要と認める大会。

他リーグへの大会参加及び練習試合参加の際は支部長への届出及び承認を得る。

2 参加する大会は、第1項各号に掲げる大会のうち、この会の状況に応じて代表が認めるものとする。

(負担金)

第7条 この会に入団した団員の保護者は、この会に対し、次の各号に掲げる負担金を納めなくてはならない。

一	入会金		5,000円
二	会費	中学生	7,000円(月額)
		小学生	3,000円(月額)
三	選手登録料	中学生	3,000円(年額)
四	傷害保険料	中学生	3,000円(年額)
五	スポーツ保険	小・中学生	1,450円(年額)
六	広報・運営準備金	中学生	2,000円(年額)
七	山口支部会費	中学生	2,000円(年額)
八	遠征費用	中学生	必要に応じ都度徴収する。
九	その他この会の目的の達成に必要と認められる費用。		
十	施設運営費(電気代、トイレ汲み取り代等)		
	※父子家庭、母子家庭及び兄弟がいる場合は後入団者は会費半額		

第4章 傷害保険及び事故の責任

(傷害保険)

第8条 団員は、連盟が義務付けている傷害保険及びこの会が義務付けているスポーツ保険に加入しなければならない。

(事故の責任)

第9条 この会は、試合中及び練習中又はそれらに伴う集合、移動等における事故については第8条に規定する傷害保険・スポーツ保険の範囲内で責任を負う。

2 保護者は、この会の役員、その他この会の関係者に対し、第1項に規定する事故の責任を超える治療費、慰謝料、その他一切の請求をすることができない。

第5章 役員

(役員の種類別)

第10条 この会に次の役員を置く。

一	会長	1名
二	理事	1名以上
三	代表	1名
四	副代表	1名以上
五	総監督	1名(必要に応じ選任)
六	監督	1名(中学部、小学部)
七	コーチ	1名以上
八	監事	1名
九	監査	1名
十	会計	1名以上
十一	事務局	1名以上
十二	父母会長	1名

(役員を選任)

第11条 役員は総会にて選任する。

2 監事・監査は他の役員と兼任できない。

第12条 代表はこの会を代表し、この会の運営を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 この会の運営及び役員らの活動、資産運用状況を監督する。

二 会計及び運営及び資産運用について、不正の事実を発見した時はこれを総会に報告する事。

三 前号の報告をする為必要があると認められた時は、総会の開催を請求する事。

4 監査は会計を監督する。(会計年度1月～12月)

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 総会

(総会の種類)

第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、役員及び保護者をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年決算終了後2カ月以内に開催する。(会計年度1月～12月)

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

一 代表が必要と認められた時。

二 総会の構成員の5分の1以上から総会の目的となる事項を示して請求があった時。

(総会の目的はこの会の目的達成に反する事項では無い事)

三 第12条2項3号の規定により、監事から開催の請求があった時。

(総会の招集)

第18条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、前条2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、総会の目的となる事項及びその内容並び日時、場所を示して開催の7日前までに通知しなければならない。(通知の方法については、文章又は電子媒体にて行う)

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会の構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成員の表決権)

第22条 総会の構成員は、総会において1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第23条 やむおえない理由により、総会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任する事ができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の適用については、その総会に出席できない構成員は出席したものとみなす。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、理事・監事・監査を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項。
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- 三 その他総会の議決を要しないこの会の運営に関する事項。

(役員招集)

第26条 役員会は、代表が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 第7条に定める負担金。
- 二 この会の趣旨に賛同する法人、個人、団体からの寄付金。
- 三 その他の収入。

(資産の管理)

第29条 この会の資産は代表が管理する。

(経費の支弁)

第30条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(活動計画及び予算)

第31条 この会の活動計画及び予算は、代表が作成し通常総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。この場合、代表は通常総会において予算が可決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 この会の事業報告及び決算は、代表が作成し監査を受け通常総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において、総会の構成員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

第35条 この会は、総会の議決により解散する。この場合、総会の構成員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余資産の処分)

第36条 この会の解散のとき有する残余資産は、総会の議決するところにより処分する。

第10章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第37条 この会の事務所には、規約、総会の構成員の名簿、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿を備えなければならない。

(委任)

第38条 この規約の執行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が定めオーナーの承認を得なければならない。

附則

この規約は、2007年4月1日から執行する。

2008年10月1日以下を改定

- ① 第2条事務所の変更秋穂西 3375-1⇒秋穂東 6734
- ② 第8条二選手登録料 2500円⇒(入団時1回のみ) ⇒3000円(年額)
- ③ 傷害保険料 3300円⇒3600円
- ④ 六追加日刊スポーツ 600円(年額)
- ⑤ 七追加広島支部会費 1000円(年額)
- ⑥ 六⇒八
- ⑦ 七⇒九
- ⑧ 第11条三 10名⇒5名以上
- ⑨ 第13条3 追加幹事は代表、副代表、コーチ、事務局、父母会から選出する。
- ⑩ 3⇒4
- ⑪ 第14条2年⇒1年

2010年6月25日以下を改定

- ① 第2条 事務所の変更 秋穂東 6734⇒秋穂東 7474
- ② 第8条 中学生の月会費 3000円⇒5000円
- ③ 第11条 会計、事務局追加
- ④ 第13条3 幹事よりマネージャー削除 会計追加 父母会1名追加
- ⑤ 第40条 オーナー追加
- ⑥ 第8条十に施設運営費追加
- ⑦ 第1条 クラブ名変更 山口ネットワークス
- ⑧ 第7条六 日刊スポーツ協力金 600円/年⇒1000円/年
- ⑨ 第7条五 スポーツ保険 1050円/年⇒1150円/年

2011年3月10日以下を改定

- ① 第7条五スポーツ保険 1150円/年⇒1450円/年

2013年1月20日以下を改定

- ① 第8条 中学生の会費 5000円/月⇒7000円/月

2014年12月20日以下を改定

- ① 第7条七 広島支部年会費 1000円/年⇒山口支部会費 2000円/年

2016年4月24日以下を改定

- ① クラブ⇒会
- ② 第1条 事務所の変更 秋穂東 6734⇒秋穂東 582
- ③ 第7条四 傷害保険料訂正 3600円/年⇒3000円/年
- ④ 第7条六 広報・運営準備金 1600円/年⇒2000円/年
- ⑤ 第7条※父子家庭、母子家庭及び兄弟がいる場合は後入団者の会費半額
- ⑥ 第10条役員の構成（幹事削除）
- ⑦ 第29条幹事削除

2017年5月1日以下を改定（2017年4月23日（日）総会承認）

- ① 第7条二小学生会費3000円/月 小学部始動(4/22)により練習生削除
- ② チーム名称変更「山口ネットワークス」⇒「ヤング山口」連盟本部指導により
- ③ 第10条小学部監督追加
- ④ 第2条その他会の有益となる活動追加